

薬学委員会分科会の設置について

分科会等名： 地域共生社会における薬剤師職能分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	薬学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	6年制薬学卒業の薬剤師が増加し、医療技術の進歩に伴って、薬剤師が医療体制の中で担うべき役割が変化しつつある。一方で、少子超高齢社会の到来とともに地域における医療提供や健康増進における薬局・ドラッグストア等の役割に注目が集まっている。将来の医療の中で、薬剤師が一層専門性を高め、より患者利益につながるとともに、適切な医療資源の配分に貢献するための方策およびキャリア形成、また既に複数の学会等で立ち上がっている専門・認定制度のあり方について検討する。
4	審議事項	高度化した医療と、産業・社会構造の変化に伴う医療体制の変化に合致した、地域共生社会における薬剤師の職能のあり方と、将来の医療体制に対応し得る薬剤師の育成と適切なキャリアパスに関して審議する。
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上継続 (24期の薬剤師職能とキャリアパス分科会から名称変更)